

令和2年11月9日

[要綱第58号]

石川町行政区集会施設新型コロナウイルス感染症対策
環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、行政区の活動拠点となる集会施設の感染予防対策を支援することで、日常の地域コミュニティ活動を取り戻し、今後の地域活動を推進するため、行政区に対し石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年石川町規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象施設)

第2条 補助対象となる施設は、以下のとおりとする。

- (1) 行政区が所有している集会施設
- (2) 行政区が賃貸借している集会施設
- (3) (1) 及び (2) に該当しない場合、行政区の総会等で利用している施設（補助事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助上限額、補助率、補助対象期間は、別表に定めるところとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 支出を証明する書類
- (2) 事業の実施状況が分かる写真

2 交付の申請は1行政区1回とする。

3 第6条の規定により、概算払を受けようとするときは、第1項第1号及び第2号に掲げる書類にかえて、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を支給すべきものと認めたときは、申請者に補助金支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、交付金を支給しないことを決定したときは、申請者に補助金不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(概算払)

第6条 町長は、事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定後に、交付決定額の全部を概算払することができる。

2 同条の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

3 同条の規定により、概算払を受けたときは、補助金概算払精算書（様式第5号）を第4条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第13条の規定による実績報告については、補助金交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。ただし、前条の規定により概算払を受けた場合にあっては、補助金概算払精算書の提出をもってこれに代えるものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正の行為があったとき。

（2） その他規則及びこの要綱に違反したとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4関係）

補助対象経費	（1）飛沫感染防止パネル、非接触型体温計、空気清浄機の整備 （2）網戸、換気扇、熱交換形換気機器、エアコンの整備 （2）については、第2条第1号の集会施設を対象とする。
補助上限額	20万円
補助率	10／10
補助対象期間	令和2年11月9日から令和3年3月31日